

令和 7 年(2025 年)1 0 月 1 6 日
菊川総合支所建設農林課

下関市菊川農村婦人の家に係る指定管理候補者の選定結果について

下記のとおり、下関市菊川農村婦人の家に係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により下関市議会の議決を得る必要があります、下関市議会令和 7 年第 4 回定例会における議決を経た後に、下関市長が指定管理者を指定します。

記

1 選定の概要

(1) 施設の概要

ア 名 称	下関市菊川農村婦人の家
イ 所 在 地	下関市菊川町大字上岡枝 7 5 9 番地 2
ウ 施設設置目的	農村婦人の福祉及び資質を向上し、並びに農村地域社会における婦人の役割を醸成するため
エ 施設内容	
構造	鉄骨平屋建
敷地面積	1, 2 8 0 . 4 9 m ²
延床面積	3 0 6 . 1 4 m ²
施設	
和室 (2 室)	6 4 . 1 7 m ²
健康管理室	2 9 . 3 4 m ²
農産加工実習室	9 1 . 1 5 m ² (麴室を含む。)
図書室・管理室	3 6 . 6 7 m ²
その他の施設	談話コーナー、便所

オ 使用許可が必要な貸室の年間利用延べ人数

(単位：人)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
全 館 利 用	106	128	176	165	118
農産加工実習室	1,185	1,128	1,165	1,213	1,316
和 室	305	355	454	503	497
健康管理室	17	0	4	4	0
図 書 室	13	15	24	42	20
計	1,626	1,626	1,823	1,927	1,951

(2) 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(3) 指定管理候補者の概要

- ア 名 称 菊川農村婦人の家農産加工技術員
- イ 所 在 地 下関市菊川町大字上岡枝759番2
- ウ 主な業務内容
 - ① みそ加工技術の向上に関する活動
 - ② 安心安全な食文化の推進
 - ③ 下関市菊川農村婦人の家管理運営

2 選定までの経緯

- 令和7年 8月 1日 公募により応募団体を募集
- 令和7年 8月 6日 説明会の実施
- 令和7年 8月22日 申込書受付開始
- 令和7年 9月 1日 募集・受付終了
- 令和7年 9月19日 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市菊川農村婦人の家）から下関市長が意見書を受理
- 令和7年10月15日 下関市が指定管理候補者を選定

(1) 応募資格

次のアからコまでの要件を満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）又は共同事業体とし、個人での申し込みをすることはできません。

ア 市内に事業所、営業所等を有しているか、申込時まで設置していること（共同事業体の場合にあっては、代表団体が本要件を満たしていること。）。

イ 法人税、法人市・県民税、事業税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していないこと。

- ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続中でないこと。
- エ 過去 2 年以内に、指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定の取消しを受けていないこと。
- オ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、市における入札参加を制限されていないこと。
- カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- キ 過去 2 年以内に、労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けたことがある場合にあっては、申込時において当該是正勧告に対する必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。
- ク インボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けていること。ただし、本業務が消費税課税取引に該当しない場合又は本施設の特性上、利用者がインボイスを必要としない消費者や免税事業者、簡易課税制度適用事業者のみに限られることが明確な場合は、この限りでない。
- ケ 共同事業体の場合には、構成する全ての団体が以上の条件（アについては、構成団体のうち 1 団体以上）を満たすとともに、申込時に「共同事業体協定書」を市に提出し、また、選定後協定締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しの提出が可能であること。
- コ 現地説明会に参加すること。

（2）応募状況

- ア 現地説明会参加団体数 1 団体
- イ 申込書提出団体数 1 団体（菊川農村婦人の家農産加工技術員）

3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や経営又は財務に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会（下関市菊川農村婦人の家）（以下「指定管理候補者選定委員会」という。）が開催され、ここにおいて、応募団体から提出された事業計画書、収支計画書、応募団体の経営状況を説明する資料等及び応募団体のプレゼンテーション等により総合的に審議された結果、応募団体についての意見が下関市長に提出されました。

下関市は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、指定管理候補者と

して選定しました。

4 指定管理候補者選定委員会の委員（５人）

【学識経験者】

中村 崇佳代（山口県立田部高等学校 総合生活科長）

【経営又は財務に関する有識者】

上田 章仁（下関市商工会菊川町支所 支所長）

【当該指定管理施設の管理運営に関する有識者】

杉 富士子（山口県下関農林事務所農業部 主査）

【当該指定管理施設の利用に関する有識者】

稲原 八重（菊川町生活改善実行グループ連絡協議会 副会長）

【当該指定管理施設の管理運営に関する有識者】

関本 和夫（下関市役所菊川総合支所 総合支所長）委員長

※委員長は、委員の互選により決定

5 選定基準

別紙１「下関市菊川農村婦人の家指定管理候補者審査基準」のとおり。

最低基準を総合点の６割とし、これに加え、応募が１団体の場合は、過半数の委員の採点が６割以上（各委員１００点満点の採点方式）としました。

6 指定管理候補者選定委員会の審査結果

（１）採点結果（Ａ～Ｅ委員は、４で表記する委員の氏名順とは異なります。）

A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計点	平均点
87	95	97	99	80	458	91.6

（２）指定管理候補者選定委員会での主な意見

- ・取組の次世代への引継について
- ・利用者からの要望について

（３）議事録（要点）

別紙２「下関市指定管理候補者選定委員会（下関市菊川農村婦人の家）議事録【要点】」のとおり

7 選定結果

下関市は、指定管理候補者選定委員会の意見及び選定の基準に基づき総合的に審査し、菊川農村婦人の家農産加工技術員を指定管理候補者に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙3「事業計画書」のとおり

(2) 選定の主な理由

ア 下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項各号の選定基準を満たしているため。

イ 指定管理候補者選定委員会における審査の結果、指定管理候補者として適当であるとの答申があったため。

8 提案額

5年間の平均額 2, 222, 000円

5年間の合計額 11, 110, 000円